

世田谷区立北沢学園中学校における学校運営協議会の設置について

1 主旨

令和8年4月に開校予定の区立北沢学園中学校（学びの多様化学校）について、令和7年3月に策定した「世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画」に基づき、学校運営協議会を設置する学校（地域運営学校）として設置・運営するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則」に基づき、地域運営学校として新たに指定する。

2 学校運営協議会について

学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会から任命された委員が一定の権限と責任を持ち、学校の運営や必要な支援について協議を行う合議制の機関である。学校運営協議会の役割には、学校長が作成する学校運営の基本方針の承認や、学校運営に関する意見を教育委員会や学校長に述べるなどがある。

学校運営協議会を置く学校は「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」と呼ばれ、学校と保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映する仕組みとなっている。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって導入され、区では平成17年度から段階的に学校運営協議会の設置を開始し、平成28年度に全区立小・中学校への設置を完了した。

3 学校運営協議会の設置

「世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則」第3条2項に基づき、北沢学園中学校への学校運営協議会の設置にあたり、地域住民、生徒の保護者、及び学校長の意見を聴取する。また、同規則第3条3項に基づき、学校運営協議会の設置について、その旨を同校の学校長に通知するとともに、告示する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月	東京都への学校運営協議会設置届出書の提出
令和8年 4月	北沢学園中学校の開校 学校運営協議会の設置